奥 付 の 読 み 方

国文学研究資料館　谷川恵一

0. はじめに

　ある本がいつ、どの本屋から出版されたかなど、その本の刊行に関する情報を知りたいとき、われわれは本の末尾に付された奥付を見る。奥付は、人間でいうなら履歴書のようなもので、本の素性を知る最も有力な手がかりである。

　たとえば中野重治が第二次世界大戦中に書き続けた短い文章を集めた『楽しき雑談第一』の奥付には、

昭和二十二年十月五日　印刷
昭和二十二年十月十日　発行
定価八十円
著者　　中野重治
発行者　　古田晁
　　東京都文京区台町九
印刷者　　小坂孟
　　東京都新宿区市ケ谷加賀町一ノ十三
印刷所　　大日本印刷株式会社
　　東京都新宿区市ケ谷加賀町一ノ十三
発行所　　株式会社筑摩書房
　　東京都文京区台町九

と記載されていて、ここからただちに、〈大日本印刷で印刷され、『斎藤茂吉ノオト』と同じく筑摩書房から昭和２２年１０月に発行された本であること〉がわかる、といった具合である。

　われわれ日本の読者にとって奥付はそこにあるのが当たり前の存在であり、そこには何の雑作もなく読みとることのできる情報が書かれているとわれわれは思っている。

　だが、奥付についてのこうしたわれわれの日常感覚は、馴れによる一種の思い込みである。

　布川角左衛門の「奥付のない本」(『本の周辺』、日本エディタースクール出版部、1979. 1) には、「サイマル出版会から新刊された上山春平著『日本の思想━土着と欧化の系譜』」には奥付がなく、「通例として奥付に記される著者、発行者その他の出版関係または書誌関係の諸事項は、巻頭の題扉の裏に移されている。そこに発行は「一九七一年」と記され、月日が省略されている。しかも定価はカバーと帯紙に記されているだけである。私ばかりでなく、ながい間奥付をみる癖のついた者にとっては、一種の型破りと受け取られるであろう」という事例が報告されている。また、奥付に書かれている事項がわれわれにとっていつも自明であるとは限らない。

大正四年十二月一日印刷
大正四年十二月四日発行
大正七年十一月五日十版
大正八年五月廿日十一版
大正八年十月五日十二版
大正九年五月一日十三版
大正九年五月十日十四版
大正十年四月二十日十五版
大正十年五月三十日十六版
大正十一年六月十日十七版
大正十三年五月十五日二十一版
大正十三年六月一日廿二版
定価一円七十銭
著者　　河上肇
発行者　　増田義一
　　東京市京橋区南紺屋町十二番地
印刷者　　猪木卓二
　　東京市麹町区飯田町二丁目五〇
　　東京市京橋区南紺屋町十二番地
発行所　　実業之日本社

　これは手もとにある、河上肇が大正２年１０月から大正４年２月まで、第一次世界大戦の最中にドイツ・フランス・イギリスに遊学していた際の文章を集めた『祖国を顧みて』の奥付である

が、ここに「大正十三年六月一日廿二版」とあるからといって、そのままこの本を〈大正１３年６月に実業之日本社から出版された第２２版〉としてしまうことには注意を要する。国立国会図書館の近代デジタルライブラリーでは同書の「再版」（大正４年１２月１０日刊）と「第九版」（大正７年３月２０日刊）をみることができるが、両書の奥付には、「印刷者」として「東京市芝区愛宕町三丁目二番地」の「笠間音次」の氏名が記されており、奥付欄外下にはいずれも「東洋印刷株式会社印行」とある。全部で312ページに組まれた本文の版面も同一であり、これらはおそらく紙型を用いて同一の印刷所で印刷されたものと推定することができるのだが、第２２版は奥付の「印刷者」が異り、やはり312ページに組まれてはいるものの本文の版面が違っていて、第９版までとは異なる紙型で印刷されていると思われる。すなわち、「わが国では、増刷することを版を重ねる（重版）といい、明治の時代から内容は同じものでありながら印刷の回数によって第二版、第三版などとする慣習があ」り、イギリスのように「edition（版）とprintingまたはimpression（刷）とを区別」することが少なかったという事情（布川角左衛門「版か刷か」、『本の周辺』）に照らせば、この第２２版は書誌の上からはおそらく〈第２版第○刷〉と解するのが適切であって、文字通り二十二回版を改めて印刷されたわけではない。（ちなみに、この第２２版に記載された印刷者は、国文学研究資料館の近代書誌・近代画像データベースで検索すると、島崎藤村の『仏蘭西だより』（新潮社、大正１３年９月）を印刷した「東京市麹町区飯田町二丁目五十番地」にあった「京華社」の「猪木卓二」であると判明する。また、一「版」あたりどのくらいの部数を製作していたのかについては、「二百とか三百とかを標準にして忽ち十版など云ふ場合もあるが、出版界従来の慣習では一千部を一版とすべきであるという指摘が『書籍雑誌の作り方と売り方』（読売新聞社編輯部、昭和15.5）にある。時代によって違いがあるだろうが、目安となる。）

奥付には、こうした慣例にもとづいて書かれている事項だけではなく、法令によって記載されている事項もある。

たとえば、河出書房が新文学論全集の第一巻として刊行した『文学概論』は、九鬼周造の「文学の形而上学」、小林秀雄の「天才論」、小林英夫の「言語美論」など五編の文章を収めているが、奥付には著者の記載はなく、「河出之印」という朱印を捺した検印用紙が貼ってある。

昭和十五年十一月十五日印刷
昭和十五年十一月二十日発行
定価二円四十銭
東京市日本橋区通三丁目一番地
著作権者　河出孝雄
東京市日本橋区通三丁目一番地
発行所　河出書房
東京市京橋区銀座西一丁目七番地
印刷所　福神製本印刷所
東京市京橋区銀座西一丁目七番地
印刷者　福神和三

ここに「著作権者」というのは、明治３２年に公布された著作権法にもとづく記載であり、すなわち、その第十四条に「数多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノミ著作権ヲ有ス但シ各部ノ著作権ハ著作者ニ属ス」とあって、河出書房の代表者である河出孝雄が編集者として全体の著作権を有していることを示しているのであって、法律のことを意識せずに読んだ際にそう受け取ってしまうように、それぞれの文章の著作権が河出孝雄に帰属することをいっているのではない。（ただし、実際にこの本を編集したのが河出孝雄であったかどうかはこれだけでは明らかでない。また、著作権法第二条には「著作権ハ其ノ全部又ハ一部ヲ譲渡スルスルコトヲ得」とあり、それぞれの著者たちが河出に著作権を譲渡したとも読めなくはないが、九鬼の「文学の形而上学」がその単著である『文芸論』（岩波書店、昭和１６年９月刊）に収められていることからして、この場合は該当しないだろう。）

「著作権者」のみならず、「発行者」「印刷者」「印刷所」なども、そもそも出版法に定められた名称であり、ふだん何気なく見ている奥付は、こうした法令や慣習にのっとって書かれているのである。

1. 奥付とは

明治２６年に公布された出版法は、その第一条において出版を次のように規定する。

凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書図画ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ図画ヲ作為スル者ヲ著作者ト云ヒ発

売頒布ヲ担当スル者ヲ発行者ト云ヒ印刷ヲ担当スル者ヲ印刷者ト云フ

この出版法には奥付に関する条項が二つある。すなわち、

第七条　文書図画ノ発行者ハ其ノ氏名、住所及発行ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載スヘシ

第八条　文書図画ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ（略）

とあるのがそれで、この規定により、西欧の本では本の冒頭のタイトルページの裏に記載されている発行者などの書誌事項が、日本においては巻末にまとめて記載されることになっていたわけである。出版法は昭和２４年５月をもって廃止され、それ以降は奥付の記載に関する法的規定が消滅しただけでなく、奥付を付す義務そのものもなくなり、奥付は慣例として存続しているに過ぎない。

それでは、出版法以前には奥付はなかったかというと、そうではなく、洋装本の普及以前、和紙に刷られた中身を糸で綴じて書物を作っていた時代からそれは存在した。奥付の歴史を簡潔にまとめた布川角左衛門の「奥付のない本」によると、中国及び朝鮮の書物にならって早くから「刊行年月、刊行者、板木の彫工者などの記録、いわゆる「刊記」を巻末か時には巻首に記すことが行われ」ていたのが、法令で巻末に刊記を付記することが義務づけれたのは享保七（1722）年の南町奉行の町触れにおいてであるという。布川の指摘は厳密には刊記についてであって、別丁としてこしらえられた奥付がこの町触れによって義務化されたわけではないが、中野三敏の『書誌学談義　江戸の板本』(岩波書店、1995.12) における奥付についての考察も布川の指摘と符合している。同書の第六章「板本の構成要素」五「奥付・刊記」において、「本文や跋末にそのまま続けて記されるものを「刊記」、別丁に記されるものを「奥付」と区別」した中野は、「古活字本以来享保頃までは刊記の形をとるものが多く、別丁仕立ての奥付はあまり見られ」ず、「享保頃を境として、（略）次第にごく通俗的な刊本類に於いても奥付が多くなっていった」とし、そのきっかけの一つが享保七年冬の町触れにあるという。その町触れとは、大岡越前によって出された「新板書物之儀ニ付町触」で、そこには、

一、何書物によらず此以後新板之物、作者并板元実名、奥書に為ㇾ致可ㇾ申候事

とあって、「作者」と「板元」の「実名」を「奥書」として記載することを要求していた。「この一項によって、それまではあっても無くても構わなかった刊記や奥付が、これ以後は当然あるべきものという認識に代り、ひいては独立した存在の奥付が普通の姿となっていったものと考えられる」と中野は述べている。

おくづけ（奥附）　書物ノ最後ニ添ヘタ紙。著者発行者ノ姓名、発行年月日ナド必要ナル項目ヲシルシタ所。（山田美妙『大辞典』、明治 45.5）

奥付は、本の末尾に記されていた刊記が独立して一枚の紙に印刷されるようになったもので、幕末に近づいた頃には草双紙などを除いたほとんどの本に付されるようになっていたが、本のジャンルを問わず、また和装本と洋装本という装釘の違いに関係なく、すべての本が奥付をもつようになったのは明治十年代半ば以降のことである。明治十年代初めに文部省が活版洋装本で出版した百科全書のように、初期の洋装本は奥付をもたず、江戸期からの形態を保ちつつ刊行されていた戯作類においては、発行書肆がウラ見返しに付した広告や目録に簡単な刊記を添えるやり方がとられていた。高橋幹二郎訳の『百科全書欧羅巴地誌』は表紙中央の枠内に書名と訳者の氏名を記し、あわせて「明治十一年六月文部省印行」と簡潔に刊年と刊行者を添えているだけで、奥付をもたない。つまり刊記は表紙に記載されているのである。この『欧羅巴地誌』を含む百科全書が一括して丸善商社によって三冊の洋装本として翻刻された際には、次のような奥付が巻末に付されていた。

明治十五年十一月十八日飜刻出版御届
明治十六年九月六日別製本御届
明治十七年八月出版
飜刻出版人　東京府平民　丸屋善七　東京府日本橋区通三丁目十四番地　（中巻）

また、岡本起泉の『夜嵐阿衣花廼仇夢［よあらしおきぬはなのあだゆめ］』は五編十五冊の整版本の草双紙だが、各冊のウラ見返しに「牛肉丸」と「天泰丸」という薬や刊行物の広告を載せていて、その左に次のような刊記を記載する。

出版御届明治十一年六月十八日
第六大区六小区深川富岡門前町六十一番地
編輯人 岡本勘造
第一大区十三小区横山町三丁目二番地

出版人 辻岡文助　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（初編下冊）

また、初編上冊の摺付表紙にもわざわざ次のような刊記を記す念の入れようだった。

おん届明治十一年六月十八日
深川とみをかもんせん
編輯人　岡本勘造
出版　よこ山丁三丁め二ばんち
辻岡文助

この整版本が、ボール表紙本として再版された際には、本文の完結した後の巻末の最終ページが独立した奥付となり、そこには次のような事項が記載されていた。

明治十一年六月十八日初篇御届
同年八月八日二篇御届
同年九月二十一日三篇御届
同年十一月六日四篇五篇御届
同十九年九月二十七日別製本御届
同年十月中旬出版
　　　定価金一円
編輯者　東京府平民　　岡本勘造
出版者　東京府平民　　辻岡文助　日本橋区横山町三丁目二番地
専売所　　　　　　　　金松堂　同所

ただし、十年代後半になっても、奥付をもたない本は少ないながら存在している。東京金玉出版社が明治１８年に刊行した伊東橋塘の『名立浪龍神於珠［なにたつなみりうじんおたま］』は、各編九丁づつの分冊形式で編を追って出版された和装活版本だが（近代デジタルライブラリーで十五編まで確認）、すべて奥付をもたず、最初は各編の見返しにある序や出版広告の欄外に刊記を記載し、八編からは奥付と同一形式の独立した刊記を見返しに貼り付けるようになる。

2. 奥付の定着

享保の町触れ以降ようやく定着しはじめた奥付を明治政府が出版法令で更めて規定するようになるのは、明治９年１月の内務省布達において定価の押捺を「巻末」にせよと指示して以降であり、ついで明治１２年１月の内務省指令が「版権免許并ニ出版届ノ年月日」を「巻末」に記載するよう求めて、次第に今日の奥付の様態が整えられていった。

言論に関する集会・出版・新聞の三条例と関連の法令をまとめた『三例彙纂』（横江勝栄・長岡道謙編、明治 16.9）には、載せられた法令の中で依拠した法令がこれだけに明示されていないものの、「出版書籍（図画共）巻末へ版権免許出版届ノ年月記載方」として、つぎのような奥付のひな形が三つ載せられている（第二編第四章）。以降、これが奥付の標準的なスタイルとなっていった。

〇有版権ノ例
何年何月何日版権免許　　　　　定価金何円何銭
何年　何月／何月何日　刻成
　　　　　　　　　　　　　何府県族籍
著訳者、編輯、註釈、又ハ兼出版人　　何　誰
　　　　　　　　　　　　　　　住所
　　　　　　　　　　　　　同上
出版人　　　　　　　　　　　　　何　誰
　　　　　　　　　　　　　　　住所

〇無版権ノ例
何年何月何日（出版御届）ヌハ（飜刻御届）　　定価金何円何銭
何年　何月／何月何日　刻成
　著訳者、出版人等記入方総テ前ニ同シ
　　　　　　　　　　　　　何府県族籍
原何官庁御蔵版ヌハ原版人　　　何　誰
　　　　　　　　　　　　　　　住所
　　　　　　　　　　　　　同上
　　　　　飜刻人　　　何　誰
　　　　　　　　　　　　　　　住所

○再版ノ例
何年何月何日（版権免許）又ハ（出版御届）　　定価金何円何銭
何年何月何日刻　　成
何年何月何日再版御届
何年何月何日刻　　成
著訳者、出版人等記入方総テ前ニ同シ

3. 奥付の記載事項 その1 姓名
奥付にどのようなことを記載するのかについては、出版に関する法令の規定によった。それぞれの時期によって揺れがあるものの、一般に、明治になってからは法令による縛りは江戸期よりは厳密になる。
まず最初に、著者や発行者の名前の掲出の仕方について見てみよう。
維新直後の明治２年５月に出された明治新政府最初の出版条例は、出版物にはかならず「著述者出版人売弘所ノ姓名住所等ヲ記載ス可シ」と定め、また当局が出版を許可した月日もあわせて記しておくことを求めており、続く明治５年の出版条例でも先の規定から「売弘所」を除いたものがそのまま受けつがれた。
これらの条例で「姓名」というのは、明治２年の出版条例が「出版願書雛形」で「著述者或ハ翻訳者　身分　姓名　印／住居」の記載を求めたことに示されているように、政府に届け出る公の姓名であり、文筆家として用いるペンネームや書肆の堂号などではない。明治１０年１０月２２日の『かなよみ新聞』に載った仮名垣魯文の「出板の不自由」（第三回）に、明治元年に魯文が変名で書いた『東京歳盛記』の出版が咎めを受けた際のいきさつが次のように書かれている。

近き明治維新の初め或地本問屋東京歳盛記と題し吉原細見に擬したる小冊を私しに刊行せしに其序詞旧幕府を曲庇するの文辞有との嫌疑を蒙り且本文中府下の私窩子と密売女を掲記せしと無検印出版と記者変名を用ひしとの四箇条の科により魯文板元彫刻師共に三名同三年正月六日はつ／＼敷［しく］檻倉に繋がれ取分記者は細密の糺弾を蒙りしかど新政府の寛典特別の御仁恵にて不日許されて解放せらるゝ

明治８年に改められた出版条例では、こうしたことをより厳格に定めている。

第二十一条　出版ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記ス著訳者ノ主名ヲ知ルヘカラサル者ハ其由ヲ記スヘシ而シテ何年月日出板或ハ何年月日板権免許ト記シ板主ノ住所氏名ヲ記スヘシ氏名ヲ記セスシテ別号ヲ記スルコトヲ得ス

先にあげた『夜嵐阿衣花廼仇夢』において刊記のみならず見返しなどにも「起泉」という筆名を出さず必ず「岡本勘造」と本名を記しているのは、こうした条例の規定によったものである。島鮮堂綱島亀吉が明治１３年に刊行した岡本起泉の『沢村田之助曙草紙［さはむらたのすけあけぼのざうし］』では、袋・表紙・自序いずれにおいても「岡本起泉綴」とあるのに、各冊ウラ見返しの広告に附載された刊記ではやはり「麹町区一番町六十一番地　編輯人　岡本勘造」と記しているところには、条例への配慮をみなければならない。
『夜嵐阿衣花廼仇夢』を刊行した金松堂辻岡文助は幕末から草双紙を出し始めた本屋で、明治３０年代半ばまでその出版活動が確認できる。おそらくそのもっとも早い出版物は安政７年から慶応３年にかけて出た鶴亭秀賀の合巻『金花七変化』全二十七編であり、そこでは、表紙や見返しには「金松堂梓」「辻文板」などと堂号や略称を記し、ウラ見返しの広告に添えた刊記では「地本双紙問屋　金松堂　横山町三丁目　辻岡屋文助梓」と丁寧に記すが、「辻岡文助」という姓名の表記はみられない。「辻岡屋」という屋号から「辻岡」という姓への移行に、江戸から明治への転換があるとみていいだろう。
明治維新をはさんで活動した戯作者の場合、こうした違いがより顕著に現れることがある。
弘化２年(1845)刊行の初編から明治４年(1871)の五十八編まで書き継がれた万亭応賀の合巻『釈迦八相倭文庫［しやかはつそうやまとぶんこ］』は、六十五編までの残りを書き足して、ようやく明治１８年に辻岡文助によって出版された洋装合本版で完結することになるのだが、五十八編までは表紙・見返し・自序などに「万亭応賀著」「万亭応賀作」「応賀作」「万亭応賀識」などとあるだけだったが、明治１８年の金松堂版では扉には「万亭応賀先生著」とあるものの、奥付では「編輯人　静岡県平民　服部応賀」と本姓を記していた。明治維新を境に「万亭応賀」から「服部応賀」へ変わった訳である。明治七年の『権兵衛種蒔論』は、表紙と内題の次行に「服部応賀著」と記すだけで、「応賀」という名は表紙の著者名の下の「卍亭」という印記にわずかに残るだけである。新聞の出版広告（読売新聞、明治 8.5.1）でもやはり「服部応賀著」となっていた。

○味噌寿理男　服部応賀著
権兵衛種蒔論　同
太郎兵衛水掛論　同
右之品は何れも三銭五釐ヅヽにて諸所の本や絵草紙屋へさし出し置候間其もよりにて御求め御笑覧奉願上候
小伝馬町三丁目　山崎清七

なお、応賀の本名は孝三郎というようだが、「服部孝三郎」という名が応賀の著書に記されているのは確認できず、あるいは、孝三郎は俗名で明治五年に新たに戸籍を作る際に応賀を本名とした可能性もある。

それまでの出版条例における版権の関する規定を版権条例という別の法令に分離する形で、明治２０年１２月にあらためて公布された出版条例は、著者の氏名の記載を求めなくなっただけでなく、新たに印刷に関する事項の記載を義務づけたことによって、奥付に大きな変化をもたらした。

『阿玉ケ池櫛月形』(三編、明治 11.11) がその表紙に「為永春水作」としながらもウラ表紙の見返しに記された刊記では「編輯人　染崎延房」と記していたように、明治２０年の出版条例以前は、あくまで本への実名の記載を要求していた。「春のや朧先生戯著」(『当世書生気質』二冊合本版の見返し、明治 19.4)、「東海散士著」(『佳人之奇遇』再版の題簽) などとあったとしても、奥付ではそれぞれ「坪内雄蔵」「柴四朗」と記されていたのだが、２０年条例以降になってからはじめて「蝸牛露伴著」(『葉末集』奥付、明治 23.9)、「著作者　幸田露伴」(『いさなとり』上編の奥付、明治 24.11)、「著者　尾崎紅葉」(『此ぬし』奥付、明治 23.9) など、本名ではなく筆名による著者名の記載が出現するようになる。極端な場合、徳冨蘆花の『格武電』(五版、民友社、明治 25.1) のように、著者はおろか編輯者や訳者といった著者に相当する人物の名をまったく記載しない奥付すら許容された。しかし、出版届はそれまで通り著者が発行者と連印して提出しなければならなかったこともあり、「著者　坪内雄蔵」(『春廼屋漫筆』、明治 24.9)、「著者　内田貢」(内田魯庵『文学一斑』、明治 25.3) など、奥付に著者の本名を記載するやり方はその後もながく維持されていく。

奥付に今日のように著作者の姓名の名の代りに雅号を記すのが当たり前になっていくのは、明治末期から大正の終わるころまでの過渡期を経て以降のことである。

『自由太刀余波鋭鋒［じゆうのたちなごりのきれあじ］』(明治 17.5) ……文学士坪内雄蔵訳 (扉)、坪内雄蔵 (奥付)
『当世書生気質』第一号 (明治 18.6) ……春のやおぼろ (表紙・自序・内題次行)、坪内雄蔵 (奥付)
『朗蘭夫人伝』(明治 19.10) ……春廼屋朧先生訳述 (扉)、春のや主人訳 (内題次行)、訳述人坪内雄蔵 (奥付)
『小羊漫言』(明治 26.6) ……坪内逍遙 (表紙)、坪内雄蔵 (内題次行・奥付)
『文学その折々』(明治 29.9) ……坪内逍遙 (内題次行)、坪内雄蔵 (奥付)
『牧の方』(明治 30.5) ……春の屋主人 (表紙・はしがき・内題次行)、坪内雄蔵 (奥付)
『文芸瑣談』(明治 40.5) ……坪内逍遙 (扉)、坪内雄蔵 (奥付)
『牧の方』(春陽堂文庫、昭和 7.8) ……坪内逍遙 (扉・奥付)
『漾虚集』(明治 39.5) ……漱石 (自序)、夏目金之助 (奥付)
『吾輩ハ猫デアル』(上 : 明治 38.10、下 : 明治 40.5) ……夏目漱石 (上下 : 扉)、漱石 (下 : 序)、夏目漱石 (上下 : 内題次行)、夏目金之助 (上下 : 奥付)
『文学論』(明治 40.5) ……夏目漱石 (扉)、夏目金之助 (自序・内題次行・奥付)
『三四郎』(明治 42.5) ……夏目漱石 (扉)、漱石 (内題次行)、夏目金之助 (奥付)
『社会と自分』(大正 2.2) ……夏目漱石 (自序・内題次行)、夏目金之助 (奥付)
『こゝろ』(大正 3.9) ……夏目漱石 (自序)、漱石 (内題次行)、夏目金之助 (奥付)
『行人』(大正 5.5 二版、春陽堂縮刷版。初版は同年同月) ……夏目漱石 (扉・奥付)
『明暗』(大正 6.1) ……漱石 (扉・内題次行)、夏目金之助 (奥付)
『彼岸過迄』(大正 6.11 二版、初版は 6.10) ……夏目漱石 (背・扉)、夏目金之助 (奥付)
『漾虚集』(大正 9.9 六版、大蔵書店縮刷版。初版は大正 6.10) ……漱石 (背・表紙)、夏目漱石 (奥付)
『漾虚集』(岩波文庫、昭和 5.12) ……夏目漱石 (表紙・扉・奥付)、漱石 (自序)
『武蔵野』(明治 34.3) ……国木田独歩 (表紙)、国木田哲夫 (奥付)
『独歩集』(明治 38.7) ……独歩生 (自序)、国木田独歩 (内題次行)、国木田哲夫 (奥付)
『運命』(明治 39.3、左久良書房) ……国木田独歩 (内題次行)、国木田哲夫 (奥付)

『運命』(大正 9. 11 改訂十一版、春陽堂)……国木田独歩(表紙・扉・内題次行・奥付)
『欺かざるの記』(前篇:明治 41. 10、後篇:明治 42. 1)……国木田独歩(前篇・後篇:内題次行)、故国木田独歩(前篇・後篇:奥付)
『愛弟通信』(明治 41. 11)……国木田独歩(内題次行)、故国木田独歩(奥付)
『詩及小品集』(大正 9. 7)……国木田独歩(扉・奥付)

4. 奥付の記載事項 その2 出版人

明治の本をみていてしばしば目にする出版(板)人というのは、明治20年の出版条例が出る前に使用された用語で、文字通り出版の法的な主体となる個人を指す。明治8年条例にいう「版主」である。

先に見た『夜嵐阿衣花廼仇夢』では、辻岡文助が「出版人」を名告っていて、著者である岡本起泉が書いた作品から本を製作したのが辻岡であるということを示している。辻岡は出版業を営んでいるわけだから、この場合の「出版人」は今日の奥付にいう発行者と同じである。

ところが、辻岡文助のような専門の出版業者でない者が出版人となっている場合があって、注意を要する。

明治8年条例の第四条に「世治ニ害アル者ト認ムルトキハ其出版又ハ販売ヲ禁シ」といい、またその罰則において「出版スルモノ」と「発売スル者」とについての罰則を分けているように、出版と販売とは異なった概念として用いられている。『三例彙纂』には、条例第一条の例外規定をめぐる東京府と内務省とのつぎのようなやりとりが載せられている(第二編第五章)。

○書籍及官省達等出版発売セサルモノヽ事
〔東京府〕九年七月内務省へ伺ノウチ
第一条　書籍類及官省達書規則等自用ノ為メ謄写ニ換ヘ活版ニ附スルハ出版条例第一条但書発売セサル部分ニテ届出ルニ及ハサル哉
〔指令〕同年七月十日　第一条　諸出版類自用ニ供シ発売セサル者ト雖トモ出版条例第一条但書ヲ除クノ外ハ悉皆可届出儀ト可相心得事

つまり発売を前提としない出版であっても出版条例に基づいて取り締まるということであり、たとえ自分一人のために印刷した本を作ったのだとしても、その人は出版人として届け出る必要がある。販売を目的としないこうした出版物には遺稿集がある。

真宗大谷派から派遣されて、明治9年から明治17年まで英国のマックス・ミュラーのもとでサンスクリットで書かれた仏典の研究をした南條文雄が、同じ目的で渡英したものの病を得て南條より先に帰国して死んだ笠原研壽を偲んで編んだ洋装本の『僧墨遺稿』という本がある。その奥付は次のように記されている。

明治十八年七月二日出版御届　　　(禁売買)
著者実父　富山県平民　笠原恵壽
　　　　越中国砺波郡城端町恵林寺住職
出版人　福井県平民　南條文雄
　　　　東京浅草区永住町四十七番地新光明寺寄留

南條はもちろん辻文のような出版業者ではない。笠原の遺した文章を「一小冊子トナシテ聊カ自ラ懐旧ノ情ヲ慰シ且ツ同好ノ人ニ頒タン」(同書南條序)との思いにかられ、出版人としてこの本の刊行の責任者となり、東京府を経て内務省に出版届けを提出したのである。笠原の死去は明治16年7月16日だから、三回忌にちなむ出版である(明治16年の出版条例第一条の改正により出版の10日前に届けることが義務づけられた)。笠原の父の名が南條と並んで記されているのは、出版条例(明治8年)第十二条に「著訳者死後ニ至リ其相続人遺稿ヲ出版スルコトヲ得其版権ヲ願フトキハ之ヲ与フヘシ」とある規定によったものであろう。ただし、『僧墨遺稿』は版権を取得していない。また、わざわざ奥付に「禁売買」と記しているのは、内務省の指示があるからである(『三例彙纂』第二編第五章)。

○遺書ヲ謄写ニ易ヘ出版シテ販売セサルモノ届方並ニ不販売ノ印押捺ノ事
〔石川県〕九年三月十四日内務省へ伺ノウチ
第三条　門人子弟等其師其父兄ノ遺書ヲ保存セン為メ同志ノ者ニ分ツノ際謄写ノ労ニ易ヘ出版スルト雖モ販売不致者ハ定価ト申儀モ無之ニ付巻末ニ不販売ノ捺印可致儀ニ候哉
第四条　門人子弟等前条ノ意ヲ以テ詩歌一枚摺ニ少シク図画ヲ加ヘタル分或ハ朋友間ニ於テ同様一枚摺ヲナシ固ヨリ販売不致モノハ塾則引札ノ類ト看做シ不苦候哉将タ第二十八条ニ依リ御省ヘ御届可申哉
〔指令〕九年三月四日　第三条　伺之通　第四条　条例第二十七条第二十八条ニ準拠シ届出ヘ

シ
こうした出版業者でないものが出版人となっている本は、遺稿集以外にも多い。ほとんどの場合、著者が出版人を兼ねているものである。
渡部温が翻訳した文明開化期のベストセラー『通俗伊蘇普物語』の巻六のウラ見返しに貼付された奥付は次のようなものである（山梨大学近代文学文庫蔵）。
明治八年十一月十三日　版権免許　　　　　　定価金一円五十銭
翻訳兼出版人　東京府士族　渡部温　東京牛込区牛込白銀町二十九番地
発兌書肆　東京府平民　稲田佐兵衛　東京日本橋区日本橋通二丁目二十番地
同書の巻一及び巻四の見返しには「渡部氏蔵梓」とあって朱印が捺されているから、渡部が出資して玉山堂稲田佐兵衛が本の製作を担当したということになる。江戸期から行われている入銀による出版である。こうした入銀による出版を見分ける決め手の一つは見返しなどに記された蔵版記の存在である。『通俗伊蘇普物語』と同じく稲田佐兵衛が「発兌書肆」の一つとなっている橋本寧『瓊矛余滴』は、見返しに「翫古斎蔵梓」と記され、その下に「翫古斉記」という朱印が捺されている。同じ著者の『蓉塘詩鈔』（明治 14 年３月御届）の見返しにも「翫古斎蔵」と記されていて、「翫古斎」は橋本の号であると推認されることから、『瓊矛余滴』もまた出版人である橋本の入銀による刊行であるとみなしていいのである。『瓊矛余滴』の奥付には次のように記されている。
明治九年十一月二十四日板権免許
明治十年二月二十日出版　　　　　定価金六十五銭
著者兼出版人　東京府平民　橋本寧　東京第三大区五小区牛込中町二十六番地
発兌書肆　東京日本橋区通二丁目十二番地　小林新兵衛／同日本橋通二丁目十九番地　稲田佐兵衛／大坂心斎橋通唐物町　浅井吉兵衛
稲田の外に嵩山房小林新兵衛と龍章堂浅井吉兵衛の二書肆が発兌元として名を連ねているが、売弘を主に担ったのは小林新兵衛であったようだ。小林による本書の出版広告を確認することができる（東京日日新聞、明治 10.4.4）。
橋本寧著
瓊矛余滴　一名本朝蒙求全三冊
此書ハ本朝ノ正史ニ拠リ　神武天皇ヨリ　後水尾院天皇寛永二十年ニ至ル迄ノ忠臣孝子貞女烈婦善ヲ勧ムルニ足ルベク大姦巨猾佞夫邪人ノ悪ヲ懲スニ足ルベキ者ヲ蒐輯網羅シ韻ヲ押シ対ヲ属シ李瀚蒙求ノ体ニ倣ヒ各人ノ小伝ヲ掲ゲタル者ナレバ苟モ本朝ノ事実ヲ知ラント欲スル人請フ一部ヲ坐右ニ備ヘ玉ヘ
通二丁目十二番地　小林新兵衛
このように、見返しなどの蔵版記は奥付の記載と併せてみることによって、本がどのように刊行されたかを知るための貴重な手がかりを与えてくれるのだが、それらの記載を鵜呑みにすると危うい場合も稀にある。
千葉繁を「翻訳者出版人」とし稲田佐兵衛が「売捌書林」となって出された『造化機論』（明治八年十一月十二日版権免許）の見返しには「薔薇楼蔵板」と記されているが、これは出版人である千葉や稲田佐兵衛のことを指すのではなく、旧紀州藩士で維新後神奈川県参事などをつとめた後北門社によって北方開拓に従った山東直砥が出版活動の際に用いる名称である。山東直砥が資金を出し、千葉を名目上の出版人として、稲田佐兵衛が本作りと売捌を担当して刊行されたとみなしていい。陸奥宗光がベンサムを訳した『利学正宗』（上下二巻二冊、上巻：明治 16.11 刊、下巻：明治 17.1 刊、発兌書肆　稲田佐兵衛）においては、扉の「薔薇楼梓」が奥付で「出版人　山東直砥」と明記されており、『造化機論』の場合も千葉ではなく山東の名が出版人として記載されてもおかしくはなかった。同様に、奥付に「抄訳　島田三郎」「演義　荻原乙彦」「出版人　稲田佐吉」と記してある『通俗民権百家伝』（明治十一年八月十九日版権免許）も、見返しの「薔薇楼蔵梓」により、山東が刊行に深く関わった本であることがわかる。『絵本鵝璆皤児回島記』（出版者稲田佐吉、明治十三年八月出版）の巻末には詳細な「薔薇楼蔵版目録」が付されていて、この時期までの山東の出版活動を知ることができる。国立国会図書館の目録が『通俗民権百家伝』の刊行者を稲田佐吉とし、『利学正宗』のそれを薔薇楼としているのは、誤りではないが、正確ではない。（なお、「薔薇楼」という堂号が山東によるバラの移入と愛好に由来すること、および出版活動を含む山東の履歴については最相葉月『青いバラ』〔2001.5、小学館〕に詳しい。）
つまり、奥付に記載されている出版人が名目にすぎない場合があることに留意する必要がある。
明治１０年の西南戦争は大規模な内乱に刺戟された数多くの出版物を産み出したことで知ら

れるが、その一つに沼尻絓一郎の『西南太平記』全十五編がある。各編は上下二巻二冊の整版本よりなり、それぞれ上巻に見返しを、下巻に奥付または巻末の刊記をもっている。各冊の内題次行には「沼尻絓一郎編輯」とある。国立国会図書館所蔵本（近代デジタルライブラリー）について見てみると、見返しはすべて同一の意匠で、次のような標準的な三行書きのものである。

沼尻絓一郎編輯　全二冊
西南太平記
東京　万笈閣発兌

奥付と刊記の書きぶりも、出版届と出版の月日、及び沼尻の居所の記載が変るだけで、十編までほぼ同一である。初編の奥付は次のようになっている。

明治十年三月十五日御届
同十年三月三十一日出版
編輯兼出板人　東京府平民　沼尻絓一郎
第五大区一小区浅草茅町一丁目一番地
定価二十二銭五厘

十一編から十二編までの奥付は沼尻と定価の間を空けてその上方に「東京書林　売捌人」と記しているが、その下に記されていたはずの名前は版木が削られていて空白となっている。十三編からはこの「東京書林　売捌人」も無くなってしまう。最終の第十五号の奥付は次の通り。

明治十年六月十五日御届
同十年七月二十八日出版
東京堀江町二丁目二番地　安達平七止宿
編輯兼出板人　沼尻絓一郎
定価二十二銭五厘

いま早稲田大学柳田文庫所蔵本（古典籍総合データベース）で確認すると、十一編から十三編までの奥付には「東京書林　売捌人　江島喜兵衛」とあって、国会図書館本でこの箇所が削られたと判明する。また、四編の奥付に「売捌人　同本石町二丁目　江島喜兵衛」と記している。（それ以外の奥付は国会本と同一である。ただし、初編が欠けている。柳田文庫本は、二編のウラ見返しに伊丹屋善兵衛から椀屋喜兵衛までの九書肆が並ぶ「発兌書房」を貼り付け、三編以降は、四編を除き、巻末に「万笈閣正本各地専売書籍館」を別丁で付している。）国会図書館本に捺されている「明治十年図書局交付」という印と、「東京府書籍館」及び「東京府書籍館蔵書印」という蔵書印の存在は、明治１０年４月に文部省から移管され東京書籍館から名を改めた東京府書籍館に、出版行政を統轄していた内務省図書局が納本された本を渡したことを示しており、したがって、これらの本は納本のために急いでこしらえられた本である可能性が高い。巻末に「発兌書房」や「専売書籍館」が欠けているのは、それらを付す手間と時間を惜しんだものと思われる。

こうした奥付の異同についてはなお広く諸本を比較していく必要があるものの、『西南太平記』の著者沼尻絓一郎が出版人を兼ねていたことと、この本の売り捌きを万笈閣江島喜兵衛が担当していたことが、これらの見返しと奥付の記載事項からただちに帰納されると思われるのだが、それならば、先に見たように、なぜ見返しに沼尻の蔵版を示す記載ではなく、発兌元のそれがあるのかという疑問が残される。法令の上からは、沼尻が出版人であり、江島喜兵衛が発兌に当たっていたことに疑問の余地はないが、そのことと出版の実態とは別である。

万笈閣が主として出版に関係した本で、『西南太平記』のように、見返しに「万笈閣発兌」と記し、かつ奥付に記載された出版人が江島喜兵衛以外であるものは、『西南太平記』を除けば、『西南太平記』の続編でやはり沼尻を編輯兼出版人として明治１０年秋に刊行された『西南鎮静録』三編六冊と菅野虎太訳述・総生寛増補『博物小識』（明治八年五月出版、編輯出版人　総生寛）・西野古海『国史略訳語』（明治九年二月版権免許、出版人山川応之）の３点しか確認することができない。このうち『博物小識』は上下二巻で本文合計６６丁、『国史略訳語』は一冊で本文９４丁であり、『西南太平記』のような大冊ではない。また、見返しに「万笈閣発兌」とあっても、奥付に「江島喜兵衛板」（総生寛『朝鮮新論』、明治 9.1）、「出版人　江島喜兵衛」（総生寛『勧善口授』、明治 12.12）と記しているものがあって、「万笈閣発兌」という見返しの記載がただちに江島喜兵衛以外の出版人の存在を指示するわけではない。

沼尻にはこれとは別に『鹿児島記聞』第一～第五号（出版人　多賀甚五郎［若栄堂］、明治 10.2～10.3）、『探誠夢復路　鹿児島事件の巻』（合巻。初号の内題次行に「太田鎧[堂→常]識」。表紙に「沼尻絓一郎編輯」。初号奥付に「編輯人　沼尻絓一郎」「出版人　澤久次郎」。二号ウラ見返し広告の刊記に「亀遊堂近江屋久次郎」。初号奥付「明治十年二月十五日出版御届」。三号から四号まで奥付・刊記ともになし。五号からは出版人は同一だが「編輯人　竹内栄久」となる。五号奥付「明治十年四月二十三日出版御届」。

全十二号。十二号奥付「明治十年十月十九日御届」。)、『現今英名百首』(出版人　力石安之助、明治 13.2)があるが、『西南太平記』と『西南鎮静録』以外には出版人を名告った例はない。

こうしたことを総合的に眺めると、やはり沼尻が資金を工面して『西南太平記』や『西南鎮静録』を出版したとは考えにくい。万笈閣以外には名の通った本屋が西南戦争にいち早く反応した例が見られないことを考えあわせれば、反乱を報道するにあたって当局の忌諱に触れることを恐れるなど何等かの理由で、沼尻に出版人の名義を名告らせ、実際は万笈閣が出版したのだと思われる。別の本屋から『探誠夢復路　鹿児島事件の巻』を出していた沼尻を万笈閣がスカウトする形で立てた企画だったのではなかろうか。

こうした名義だけの出版人を表に出すやり方は、石川伝吉を「編輯兼出版人」とし、正文堂・春陽堂・玉山堂などの書肆が裏方にまわって「発兌元」や「大売捌」という役割に退く形で刊行された『大坂国事犯傍聴筆記』(前後編二冊、前編：明治 20.8、後編：明治 20.10。表紙には著者名を載せないが、「東京書肆　正文堂発兌」と記す。)など、やはり政治事件を扱った出版物に見られるようである。

明治２０年の出版条例は、その第六条で「文書図画ノ発行者ハ文書図画ノ販売ヲ以テ営業トスル者ニ限ル」、すなわち書籍の出版業者だけに本の出版を限定することとした。逆にいえば、それまでは誰でもが出版人となって本を出版することができたのであり、ここに江戸期とは異なる明治初期の出版の特徴がみられるわけだが、このことは、同時に、名目上の出版人を出現させることにもなった。

4. 奥付の記載事項 その3 版権免許と版権所有

明治８年の出版条例が明治２０年の出版条例で失効するまでの期間に刊行された本の見返しや奥付には、明治○年○月版権免許といった記載を多くみかける。これは、明治８年条例の第二条・第七条に基き、著者または出版人が内務省に願い出ることによって内務卿（明治１８年からは内務大臣）から交付された版権免許証の日付を記したものである。奥付に「版権免許　明治十二年九月二十四日」(榧木寛則『支那史略』、錦森堂石川治兵衛)、「明治十八年八月二十二日版権免許／明治十九年一月十三日刻成出版」（柴四朗『佳人之奇遇』巻四、博文堂原田庄左衛門）などと記されているのがそれである。

「版権」ということばは福沢諭吉が copyright の訳語として明治６年に用いたのが最初であるという。今日の著作権という意味合いではなく、明治８年条例の第二条に「三十年間専売ノ権」とあるように、その著作を三十年間にわたって出版する排他的な権利をいう。

明治８年条例以前の出版条例にも「図書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専売ノ利ヲ得セシム」という項目があったが、これが実効性をもった法令として機能するのは明治８年条例においてであった。明治８年条例以前の出版物の「免許」という記載は版権免許を指すのではなく、出版に先立って事前に文部省へ「書名著述者出版人ノ姓名住所書中ノ大意」を提出することによって交付される「免許状」のことをいい、「官許」と同じ意味で用いられている。「明治五年壬申十一月御免許」(佐橋富三郎『鞋補童教学』、近藤四良兵衛)、「官許明治八年三月三日」(内田正雄『輿地誌略』三編、著者蔵版）などがその例である。

明治２０年の版権条例及び明治２６年の版権法においては、「版権免許」ではなく「版権登録」と言い換えられるとともに、その有効期限を著者の死亡後五年間までの期間とした。いずれの条例においても、版権を登録した本には「版権所有」と記すことを求めている。森鷗外『文づかい』（明治 14.1、吉岡書籍店）や尾崎紅葉『二人女』(明治 28.5 四版、春陽堂）などの奥付に「版権所有」と記されているのはこれらの条例によっているのである。

田口卯吉の『支那開化小史』は、明治 16 年に第一巻が出た後、第二巻（明治１８年）・第三巻（明治２０年１月）・第四巻（明治２０年４月）と順次出版され、明治２０年１２月の出版条例公布の翌年２月に出た第五巻で完結する。明治２０年１２月に刊行された四巻までの洋装本の奥付には「明治二十年三月四日版権免許」と記されているが（再版。初版は同年４月)、明治２１年２月に刊行された五巻を含む合本の奥付には「巻之一　明治十六年八月十六日版権免許」「同二十年二月八日版権登録済」という記載と併せて「版権所有」という大きく記されている。明治２０年条例をまたぐ形で刊行されたため、奥付に「版権免許」と「版権所有」とが共存することになった珍しい例である。

明治３２年の著作権法は更めて「著作物ヲ複製スルノ権利」と著作権を規定し、その登録を受けた者に排他的な権利を認めたが、以前の出版条例のように著作権所有の表示を義務づけはしなかった。永井荷風『新編ふらんす物語』(大正 5.10 三版、博文館）の奥付に「著作権所有」とあったり、与謝野晶子『白桜集』(昭和 17.9、改造社）の奥付に「著作権所有者　与謝野光」と記さ

れているのは、「版権所有」の表示を義務づけていた時代の名残りである。なお、南方熊楠『熊楠閑話』(大正 15.3 三版、坂本書店)のように依然として「版権所有本山桂川」と記しているものもある(本山は同書の編者)。

明治２０年の版権条例は、それまで明確な規定をもたなかった版権の帰属を第七条において「版権ハ著作者ニ属シ著作者死亡後ニ在テハ其相続者ニ属スルモノトス」と定めたことによって画期的な意味をもつが、その一方、第八条では版権を「売渡シ譲渡スルコト」を認めているから、これをもって書物の刊行についての第一義的な権利を著者が行使するようになったと認めることはできず、逆に、それまでたいていの場合書物業者が実質的に版権を握ってきたことを追認した側面の方が強い。版権の「売渡シ」や「譲渡」先として想定されているのはそれら書籍業者である。

こうした版権の売買や譲渡は、表だって行われないため実態を把握することはむつかしい。明治２０年９月１日の『郵便報知新聞』に載った広告は、版権の移転が公にされた希少な例である。

〇版権所有広告
ドクトル、ヘボン氏著和英英和語林集成(即チ大字書)及び小字書は同氏曩に日本政府の版権免許を得て出版せし処先般拙者右両辞書の版権を同氏より悉皆譲受け更に大字書は改正増補して第三版(正価金七円五十銭)を出版せり又小辞書は今般改正増補して第二版(…)を出版する者なり
版権所有者　東京日本橋通三丁目十四番地　小柳津要人
発兌　丸善商社書店

出版された『和英語林集成』第三版の奥付は、以下の通り(講談社学術文庫復刻本)。

明治十九年五月二十七日版権免許
同年十月　出版
著者　米国人　ゼー、シー、ヘボン　神奈川県横浜二百四十五番
出版人　大阪府士族　小柳津要人　東京日本橋区通三丁目十四番地寄留
発兌　丸善商社書店　東京日本橋区通三丁目十四番地

小柳津は丸善の社員で、日本文の扉に「丸善商社蔵版」と記す。

奥付に著者が検印を捺した用紙が貼ってあるもの、あるいは直接奥付に検印を捺しているものは、その本の定価と製作部数に応じて契約した一定の額を書籍業者が著者に支払う本であり、そうでないものは、書籍業者が原稿料を支払い著者から原稿を買い取って出版された本である。

明治２３年(1890)に知り合いから持ち込まれた原稿の出版を徳冨蘆花が博文館に仲介した際の書簡が残っているが(村田勤宛書簡、『蘆花全集』第二十巻)、それによると合計４０円の原稿料が半額ずつ二回に分けて博文館から支払われている。出版された村田勤『マルチンルーテル』の奥付は以下の通り。

明治二十三年十一月十九日印刷
明治二十三年十一月二十［三］日出版　　定価金二十銭
版権所有
版権登録［印]
著者　村田勤
発行者　大橋新太郎
印刷者　内藤祐
発兌元　博文館

実際に出た本は、本文 220 頁で、１頁あたり 390 字に組まれているから、四百字詰原稿用紙一枚あたり 20 銭に届かない原稿料だったことがわかる。だが、この場合はまだいい方で、無名の青年がひともうけを企んで自分で書いた小説を持ち込んだとしても「原稿料は五円か十円」しか取れないという一節が饗庭篁村の小説に出て来る(「霜柱」上、『第三国民小説』、明治 26.6)。

5. 奥付の記載事項　その4　翻刻(人)

植木枝盛の『民権自由論』は、実質的に植木が最初に世に問うた本としてよく知られている。博多の集文堂舟木弥助が刊行した、本文３５丁、附録４丁の和装活版本で、奥付は以下の通り。

明治十二年三月十九日御届
同年第四月刻成　　(定価三十銭)
編輯人　高知県士族　植木枝盛　福岡県那珂郡西職人町五十二番地寄留
出版人　福岡県平民　船木彌助　福岡県福岡区博多中島町四十番地居住

「御届」とだけ記してあることから、この本は版権免許を取得せずに刊行されたとわかる。

版権免許を出願しない本については「各人一般ニ出版スルヲ許ス」と出版条例第二条にあり、この本はだれでも出版することが可能な本であった。版権免許を交付されていない本の忠実なコピーを作って売り出すことを翻刻といい、そうした本を翻刻本と呼ぶ。

翻刻［ホンコク］ホリカエル　（『増補布令字弁』明治５）

『民権自由論』の翻刻本としては、今までのところ、小池仙次と高井光太郎によるものと、民友堂によるものとのあわせて３本が知られている（『植木枝盛集』第一巻、家永三郎「解題」）。

小池と高井の本の奥付はそれぞれ以下の通り。

明治十二年六月七日翻刻御届　定価金十八銭
編輯人　高知県士族　植木枝盛　福岡県那珂郡西職人町五十二番地寄留
原版人　福岡県平民　船木彌助　福岡県福岡区博多中島町四十番地
翻刻人　愛媛県平民　小池仙次　大阪府東区南久太郎町四丁目十七番地寄留
発売人　大阪府平民　山口恒七　東区北久太郎町四丁目五十一番地

明治十二年三月十九日御届
同年第四月刻成
編輯人　高知県士族　植木枝盛　福岡県那珂郡西職人町五十二番地寄留
出板人　福岡県平民　船木彌助　福岡県福岡区博多中島町四十番地居住
飜刻人　大阪府士族　高井光太郎　大阪府下難波新地六番町六番地居住
明治十二年六月十六日飜刻御届
四銭
売捌所　前田喜兵衛　大阪心斎橋筋塩丁角
　　　　前田喜治郎　大阪平の町心斎橋筋西入

このように、翻刻本の奥付にはもとになった本の出版事項がそのまま転記してあることが多い。

山口恒七は有恒堂という堂号の書肆であるが、小池仙次については、明治１６年に出た『山田香川郡達全要』という本の「編輯兼出版人」として名前が見える以外、詳しいことはわからない。『山田香川郡達全要』の見返しには「讃岐　梶原活版」とあって、『愛媛県布達全書』などを出版していた梶原虎三郎が出版していた本だと知れるから、『民権自由論』の場合も、本を出版した実績のない小池は名目上の「翻刻人」であったかと推測される。翻刻本の出版に際して提出しなければならない翻刻届書に署名捺印するのが「翻刻人」であり、実質的な出版者であった有恒堂の意をうけて小池が名義を貸したのである。小池が「翻刻人」として名を記す『民権自由論』同書巻末には「新版新版[ママ]広告」として『人の了けん違』・同次篇・『政談』・『人間たがいの務』の四書が挙がっているが、『人の了簡違』（明治 12. 4）と同次篇（明治 12. 6）は奥付の「大阪書肆」の一人として山口の名が見えているだけで「著者兼出版人」が別にいたが、『政談』（明治 11. 11）と『人間互の務』（明治 12. 2）にはいずれも山口恒七が出版人として記されていたから、この「新版新版[ママ]広告」は山口のものであり、『民権自由論』も山口による出版だと判断される。

なお、『人の了簡違』の売捌には山口と並んで「梶田喜蔵」の名前も見えるが、この二人は、植木枝盛の『民権自由論二編甲号』（明治十三年六月二十五日版権免許、同十五年二月出版、東洋館蔵版）の奥付に「出版譲受人」として連名で登場する。家永は山口の『民権自由論』を「植木に無断で出版されたいわゆる偽版」とみているが、そもそも版権を取得していない『民権自由論』の出版は翻刻届を出しさえすれば自由に行うことができたし、山口ら両名と植木との間に連絡がなかったともいいきれないから、偽版ときめつけるわけにはいかない。明治２２年６月６日の『郵便報知新聞』に載った青木嵩山堂の広告に、この小池仙次名義の翻刻本が売価三銭で出ている。

もう一本の高井光太郎翻刻本の場合も、出版の事情は同様であったかと推測される。高井は、『大日本国立銀行集覧』（明治十二年一月九日御届、明治十二年一月出版、出版人浜本伊三郎）の「編輯人」として名が挙がっているだけで、本を出版した実績もない。『大日本国立銀行集覧』は国立銀行条例を転載しただけの本で、高井が実際に編輯したものではない。売捌所として記されている前田喜兵衛は綿屋を堂号とする書肆で、『熊本伝報記』（刊年未詳）のウラ見返しの刊記に「書物画草紙問屋」とある地本出版者。綿屋との縁故が想像される前田喜治郎も『薩摩大戦記起源』（明治十年十月出版）などの小冊を刊行しており、実際はこの二人の前田が翻刻刊行したのが高井を翻刻人とする『民権自由論』であった。

このように、出版人の場合と同じく、奥付に記載された翻刻人の扱いには気をつける必要がある。

ただし、もちろんすべての翻刻人が名義だけの存在だったわけではない。

菊亭香水の『惨風悲雨／世路日記』は明治１７年６月に東京稗史出版社から最初に出された後、翻刻本が続出するが、東京稗史出版社版の奥付には「明治十七年五月　日出版御届」とあるだけで、やはり版権免許を願い出てはいなかった。翌年に文事堂が出した翻刻本の奥付の記載は以下のようなものである。

明治十八年五月二十日飜刻御届
同年十一月出版　　　定価金六十五銭
著者　大分県士族　佐藤蔵太郎　東京日本橋区若松町二十二番地
飜刻人　神奈川県平民　市川路周　東京日本橋区横山町二丁目四番地
発兌　文事堂　右同上

居所が文事堂と同一であることに現れているように、翻刻人である市川路周は文事堂の主人であり（『東京書籍出版営業組合書籍総目録』(明治 31.5) の巻末にある「東京書籍出版営業組合員」リストに「神田区佐久間町三丁目三十八番地　文事堂　市川路周」とある）、この場合は本屋の主人自らが翻刻人となって出版した本である。

次の為永春水『梅暦』の翻刻本も同じく本屋が出版人となって刊行したものである。

明治二十年九月二十一日飜刻御届
同年十月出板　　定価三円
作者　為永春水
原版人　武田伝右衛門
出版人　福田栄造　日本橋区上槇町九番地
発兌元　同盟分社　日本橋区上槇町
同　　　自由閣　京橋区南伝馬町一丁目

福田は同盟分社の主人であり、この本は福田が翻刻を願い出て出版人となって出したものである。この場合、出版人ではなく翻刻人とあっても意味は同じ。なお、原版人の文永堂武田伝右衛門は天保年間に梅暦を最初に刊行した書肆で、明治３０年代まで東京で出版を行っていた。

翻刻本の原版は初版とは限らない。翻刻本をもう一度翻刻した本もある。

仮名垣魯文の『高橋阿伝夜叉譚』も多くの翻刻本を有するが、その一つ、日吉堂から明治十九年十月に出されたものの奥付には「原版人　秋山清吉」「翻刻出版人　日吉堂菅谷与吉」と記してある。秋山清吉は翻刻本を中心に出していた滑稽堂の主人である。滑稽堂が刊行した『高橋阿伝夜叉譚』は未見だが、それをもとにして（あるいはその紙型を譲り受けて）日吉堂が出した翻刻本ということになる。（ちなみに『高橋阿伝夜叉譚』を明治１２年に最初に刊行したのは金松堂辻岡文助である。）

明治２０年の出版条例が出るまでは翻刻人、以降は翻刻兼発行者または翻刻発行者などと奥付に記載する。「翻刻兼発行者　足立庚吉」(『校正絵本源平盛衰記』、明治 23.10、礫川出版会社)、「翻刻発行者　岡本仙助」(『西国立志編』奥付、明治 22.6 再版、偉業館)、「翻刻発行者　東京書籍株式会社」(『尋常小学　算術書　第四学年　児童用』、明治 43.4)。

明治期出版法令抄

■出版条例　（明治２年）　法令全書
五月十三日（行政官）
書籍出版モノ是迄議政官ニ於テ改方相成候処今度学校ニ於テ出版取調所被設候間向後書籍出版致度者ハ昌平開成両学校之内へ願出官許ヲ可受候依而出版条例書相達候間堅可相守事
但従来蔵版之図書題号及著述者姓名官許年月等行政官へ可届出旨相達置候処未タ届出サル向ハ東京ハ来ル六月中遠国ハ十月迄之内両学校へ可差出事
（別紙）
出版条例及出版願書雛形
出版条例
一出版ノ書ハ必ス著述者出版人売弘所ノ姓名住所等ヲ記載ス可シ〔縦令ヒ一枚摺ノ品ト雖ドモ亦然リ〕此法ヲ犯ス者ハ罰金ヲ出ス可シ
一妄ニ教法ヲ説キ人罪ヲ誣告シ政務ノ機密ヲ洩シ或ハ誹謗シ及ヒ淫蕩ヲ導クコトヲ記載スル者軽重ニ随テ罪ヲ科ス
一図書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専売ノ利ヲ収メシム
保護ノ年限ハ率ネ著述者ノ生涯中ニ限ルト雖ドモ其親属之ヲ保続セント欲スル者ハ聴ス
一図書ヲ出版スルニ先タチテ書名著述者出版人ノ姓名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ学校ヘ出シ学校ニテ検印ヲ押シテ彼ニ付ス此レ即チ免許状ナリ此免許ノ月日ヲ併セ刻スヘシ
一出版ヲ願フ者ハ書面中幾月後刻成ヲ待テ其書ヲ納ム可キコトヲ記シ若シ刻成サレハ別ニ期ヲ延フルヲ請フ
一刻成ルノ後五部ヲ学校ニ納ムヘシ
此レ各所ノ書庫ニ頒ツ為メナリ
一官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者并ニ之ヲ売弘スル者アレハ版木及ヒ製本ヲ没入ス
但シ之ヲ売テ得ル所ノ金モ亦官ニ入ル
一官許ヲ受ケスシテ偽テ官許ノ名ヲ冒ス者ハ罰金ヲ出サシム
但シ未タ発兌セサル者ト雖ドモ亦然リ
一重版ノ図書ハ版木製本盡ク官ニ没入シ且罰金ヲ出サシム〔是ヲ売弘ムルモノ亦同シ〕罰金ノ多少ハ著述者出版人ノ損害ノ多少ニ準ス
但罰金ハ即チ著述出版ノ本人へ付与スル償金トス
一凡ソ新タニ舶来ノ図書ヲ翻刻スル者ハ亦専売ノ利ヲ収メシム旧版漫滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ摩滅ノ度ニ従テ聴ス
一凡ソ著述及翻刻ノ図書雙方ヨリシテ願ヒ出ルニ於テハ譲リ渡シヲ得テ出版自在ナル可シ
一翻訳練兵書類ハ専ラ新式ヲ崇フヲ以テ歳月ノ限アル可カラス且ツ大図ヲ縮小シ小図ヲ拓大ニシ或ハ旧本ニ標註ヲ加フル等ノ如キ臨時ニ議シテ本人ニ害ナキ者ハ聴ス
一凡ソ活字ニテ出版スル者亦此例ニ同シ
一凡ソ図書肖像戯作等モ亦之ニ準ス
出版願書雛形今一例ヲ挙ク
二通差出シ一通ハ検印ヲ押シテ願人ニ与フ
覚
一表題　冊数及ヒ製本ノ大小
何月迄ニ出版或ハ全部ノ内幾冊出版
右何々ノ事ヲ記載〔書中ノ大意ヲ記シ之カ提要ヲ示ス明白ナルヲ要ス〕仕候書ニテ一切御条例ニ背キ候箇条更ニ無之候間私蔵版ニ仕出版仕度此段奉願候若発兌ノ上御尋ノ儀ハ私共引受可申奉存候以上
月　日
著述者或ハ翻訳者　身分　姓名　印／住居
出版願人或社中ナレハ連名ス　同　姓名　印／同
若シ翻訳書ナレハ其原書ノ年代人名国名ヲ記スヘシ著述者没後ナレハ其姓名等ヲ本文ノ中ニ記ス翻刻ノ書ナレハ詳ニ其原本ノ次第及類本有無等ヲ記スヘシ其他大図ヲ小図ニ為シ旧本ヲ改正増補スル等ノ如キ皆条例ニ照シ其要ヲ記シテ願出ヘシ
附録　（…）

■出版条例　（明治５年）　法令全書
出版条例改正出来ニ付相廻候間各一冊ツヽ引留早々順達可有之且管下無洩布達可有之候也
出版条例
第一条　出版ノ書ハ必ス著述者並ニ出版人ノ姓名住所等記載ス可シ
但一枚摺ノ品ト雖モ亦然リ
第二条　妄ニ成法ヲ誹議シ人罪ヲ誣告スル事ヲ著スルヲ許サス
第三条　図書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専売ノ利ヲ得セシム
但シ図書専売ノ規則ハ追テ一般ノ税法確定ノ時ニ至テ再令スヘシ
第四条　図書ヲ出版スルニ先ツ其ノ書名著述出版人氏名住所書中ノ大意等ヲ具ヘ文部省ヘ出シ文部省ニテ検印シ彼ニ付ス此レ即チ免許状ナリ此免許ノ干支月日ヲ併セ刻ス可シ
第五条　出版ヲ願フ者ハ書面中幾月後刻成ヲ待テ其書ヲ納ム可キコトヲ記シ若シ刻成サレハ別ニ期ヲ延フルヲ請フヘシ
第六条　刻成ルノ後三部ヲ文部省ニ納ムヘシ
第七条　官ニ告ケスシテ書ヲ出版スル者並ニ之ヲ売弘ムル者アレハ板木及製本ヲ没入シ罰金ヲ出サシム可シ
第八条　官許ヲ受ケスシテ偽テ官許ノ名ヲ冒ス者ハ罰金ヲ出サシム
但シ未タ発兌セサル者ト雖モ亦然リ
第九条　他人蔵版ノ図書ヲ私ニ翻刻スル者ハ版木製本尽ク官ニ没入シ其事情ニ依テ罰ヲ議スヘシ
第十条　凡ソ新タニ舶来ノ図書ヲ翻刻スル者ハ亦専売ノ利ヲ得セシム旧版漫滅スルヲ見テ再刻ヲ願フ者ハ摩滅ノ度ニ従テ聴ス
第十一条　凡ソ著述及ヒ翻刻ノ図書双方ヨリシテ願ヒ出ルニ於テハ譲リ渡シヲ得テ出版自在ナル可シ
第十二条　（…）
第十三条　凡ソ活字ニテ出版スルモ亦此条例ニ同シ新聞紙図画肖像戯作等モ亦之ニ准ス
第十四条　（…）
出版願書雛形今一例ヲ挙ク二通差出シ一通ハ検印シテ願人ニ与フ
覚
美濃紙竪折
一表題　冊数及ヒ製本ノ大小
何月迄ニ出版或ハ全部ノ内幾冊出版
右何々ノ事ヲ記載〔書中ノ大意ヲ記シ之カ提要ヲ示ス明白ナルヲ要ス〕仕候書ニテ一切御条例ニ背キ候箇条更ニ無之候間私蔵版ニ仕出版仕度此段奉願候若発兌ノ上御尋ノ儀ハ私共引受可申奉存候以上
干支
月日
著述者或翻訳者　身分　氏名　印　住所
出版願人或社中ナレハ連名ス　同　氏名　印　住所
若シ翻訳書ナレハ其原書ノ年代人名国名ヲ記スヘシ著述者没後ナレハ其姓名等ヲ本文ノ中ニ記ス翻

刻ノ書ナレハ詳ニ其原本ノ次第及類本有無等ヲ記ス可シ其他大図ヲ小図ニ為シ旧本ヲ改正増補スル等ノ如キ皆条例ニ照シ其要ヲ記シテ願出ヘシ
　附録三条
一願書中モシ著書ノ意味分明ナラサル者アレハ時トシテ草稿ヲ出サシム
一願済ノ書目ヲ文部省ニテ印行シ毎月或ハ隔月ニ嗣出シテ書肆ニ付シ著述者ノ参照ニ便シ剽襲ヲ防ク又三都書肆中ノ人ヲ撰ヒ年行司ヲ置テ互ニ視察セシム
一出版ノ条例ヲ犯ス者ハ所在官庁ニ於テ糺判ス

■出版条例（明治８年）　第百三十五号　『三例彙纂』
明治五年〔正月〕文部省布達出版条例相廃シ更ニ別冊ノ通相定候条此旨布告候事
明治八年九月三日　太政大臣三条実美
出版条例
第一条　図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版セントスル者ハ出版ノ前ニ内務省ヘ届ケ出ヘシ
　但シ社則塾則引札ノ類印刷シテ発売セサル者ハ此例ニアラス
第二条　図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ此ノ専売ノ権ヲ版権ト云フ
　但シ版権ハ願フト願ハサルトハ本人ノ随意トス故ニ版権ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フヘシ其願ハサル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス
第三条　出版届版権願トモ草稿ヲ添ルニ及ハスト雖モ時トシテハ草稿ヲ徴シ検査スルコトアルヘシ
第四条　草稿又ハ納本ヲ検査シテ世治ニ害アル者ト認ムルトキハ其出版又ハ販売ヲ禁シ或ハ刻版ヲ毀タシムルコトアルヘシ
第五条　出版届版権願トモ其所在ノ地方庁〔本籍又ハ寄留ノ地方庁〕ヲ経由スヘシ
但著訳者出版人其管轄ヲ異ニスル者ハ出版人所在ノ地方庁ヲ経由スヘシ
第七条　版権免許ノ為ニ其年限ヲ記セル証書ヲ附与スヘシ年限終ルノ後ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス
第十二条　著訳者死後ニ至リ其相続人遺稿ヲ出版スルコトヲ得其版権ヲ願フトキハ之ヲ与フヘシ
第十三条　版権年限未タ終ラサルノ間ハ版主ノ相続人ニ伝フヘシ
　但版権譲受ノ由ヲ相続人ヨリ内務省ヘ届ケ出ヘシ
第十四条　他人ノ著訳書ヲ出版スル者ハ必ス著訳者ノ承諾ヲ得ヘシ其版権願書若クハ出版届書ニハ必ス著訳者ト連印スヘシ
第十五条　版権ヲ得タル者ハ他人其条章ヲ剽窃スルヲ許サス
　但シ論弁若クハ証明スルタメニ引用スル者ハ此例ニアラス
第十九条　出版ノ図書ハ内務省ニ於テ目録ヲ作リ時々公布スヘシ
第二十条　図書刻成ノ上ハ製本三部ヲ内務省ヘ納ムヘシ其版権ヲ得ル者ハ外ニ免許料トシテ製本六部ノ定価ヲ納ムヘシ
　納本セス及免許料ヲ出サヽル前ハ発売ヲ許サス
　但シ出版ノ上毎部定価ノ印ヲ押スヘシ
第二十一条　出版ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記ス著訳者ノ主名ヲ知ルヘカラサル者ハ其由ヲ記スヘシ而シテ何年月日出版或ハ何年月日版権免許ト記シ版主ノ住所氏名ヲ記スヘシ氏名ヲ記セスシテ別号ヲ記スルコトヲ得ス
　版権ヲ相続シ若クハ売買シ若クハ分版シタルトキハ相続人買主及分版ヲ受ケタル者ノ住所氏名ニ改ムヘシ
第二十二条　版権ノ売買ハ勝手タルヘシ売買スルトキハ双方連印シテ其由ヲ内務省ヘ届出ヘシ
第二十三条　版権ヲ分テ譲リ若クハ売リ同一図書ヲ各自ニ出版スルコト妨ケナシ之ヲ分版ト名ク
　但シ雙方連印シテ届ケ出ルコト前条ノ如シ
第二十七条　小説歌謡ヲ出版スル者亦此ノ条例ニ従フヘシ
第二十八条　雕画ノ類ハ出版スル毎ニ届ケ出ルコト第一条ニ依ルヘシ
　但シ版権ヲ与ヘス
第三十一条　都合ニ因リ版権ヲ要セサル旨ヲ以テ免許状返納スル者ハ其手数料トシテ金三十銭ヲ納ムヘシ
　但収納方ハ免許料ト同様タルヘシ
［＊三十一条は九年五月に追加］
出版条例罰則
第一条　内務省ヘ届ケスシテ図書ヲ出版シ及ヒ版権免許ヲ得スシテ免許ノ名ヲ冒スモノ若クハ納本セス及免許料ヲ出サスシテ発売スル者又ハ出版発売ヲ禁止セラレタル図書ヲ出版発売シタル者ハ其刻板印本及売得金ヲ没収ス
第二条　凡偽版ヲ作リ或ハ書中ノ字句及絵図ノ模様ヲ少変シ若クハ少加シテ其表題ヲ改メ其他総テ他人ノ版権ヲ侵シテ出版スルモノハ罰金二十円以上三百円以下ヲ科シ其刻板印本及売得金ハ没収シテ版主ニ給付ス
第三条　第一条及第二条ヲ犯スノ図書タルコトヲ知テ之ヲ発売スル者ハ罰金五円以上百円以下ヲ科ス其第二条ヲ犯スノ図書タルコトヲ知テ発売スル者ハ現存ノ図書及売得金ヲ没収シテ版主ニ給付ス
第四条　無名若クハ版主ノ住所ヲ記サヽルノ図書ヲ出版シ若クハ発売スル者並ニ変名偽名シ若クハ住所ヲ偽リテ図書ヲ出版シ若クハ情ヲ知テ発売スル者ハ禁獄十日以上六月以下ヲ科ス
　但没収ノ法ハ第一条ニ依ル
第七条　法司図書犯則ノ訴ヲ受レハ即時刻版及現存ノ印本ヲ勾収セシメ論決スルニ至テ官ニ没ス活版ヲ用フル者ニシテ出版人自ラ印刷ヲ管スル者若クハ付スル所ノ印刷人犯情ヲ知ル者ハ印刷器ヲ没収ス
附則
此条例発行ノ日ヨリ出版ニ関スル従前ノ布告等一切取消シ候条従前出版ノ図書ハ此条例発行ノ日ヨリ四ケ月ヲ限リ此条例ニ準拠シ更ニ願出ヘク右限内願出サル者ハ総テ版権無之儀ト心得ヘシ
従前出版ノ図書ト雖モ版権願出ルニ於テハ免許料上納スヘシ
　但シ製本ハ納ルニ及ハス

■納本添書雛形　朝野新聞　明治 9.1.24
甲第二号
図書刻成納本之節添書式区々ニテ一定セサルヨリ往々不都合ノ儀少ナカラス候条別紙雛形ノ書式ニ照準可差出此旨布達候事
但シ定価ハ毎部巻末ニ捺印シ編ヲ逐ヒ逐次出板スルモノハ毎〔編／冊〕其定価ヲ捺印可致事
明治九年一月十二日　内務卿大久保利通
納本添書式雛形 用紙美濃紙
　書名　何　誰　〈訳／著〉　全部何冊〔全何冊ノ内何冊〕
　　全部定価何円（漸次出板ノ書ナレハ　何〈編／

冊〉何円
右ハ何年何月何日出板御届仕〔何年月日板権御免許相成〕〈文部省ノ許可ヲ受ケシモノハ何年月日以下ニ代ユルニ下文ヲ用ユ〉文部省ノ許可ヲ蒙リ〕候処今般刻成ニ付三部納本仕候也
何〈府／県〉
何族籍
年　月　日　何　誰　印
住所
内務卿某殿
原書冊別ニ送付ノ向ハ
追而原書冊ハ通運会社〔郵便〕ニ差出候也

■出版届版権願書式及ヒ版権免許ノ証　郵便報知新聞　明治 8.11.8〜11.9
第百六十一号
本年九月第百三十五号ヲ以テ及布告候出版条例附録中出版届版権願書式及ヒ版権免許ノ証雛形共別紙ノ通改正候条此旨布告候事
明治八年十一月五日　太政大臣三条実美

○出版届書若クハ出版版権願書式　用紙美濃紙
出版御届〔版権ヲ願フトキハ出版版権御願ト記スヘシ〕
一書名　何冊　大／小〔絵図ナレハ大小寸法〕
何年何月出版〔或ハ何年何月ヨリ漸次出版〕
右ハ　私／何誰／先人誰　著何々ノ事ヲ　記載／記述〔翻訳ナレハ私以下ニ代ルニ下文ヲ用フ　何年何国何氏著何ト題シ何々ノ事ヲ　記載／論述　セル原書ヲ私／何誰／先人誰　翻訳〕致シ一切条例ニ背キ候儀無之候間今度〔他人ノ著訳ナレハ此間ニ示談ノ上ノ四字ヲ加フ〕出版致度此段御届申上候也〔版権ヲ願フトキハ此段以下ニ代フルニ下文ヲ用フ　猶版権免許奉願候也〕
何年何月　何　府／県
何族籍
何　誰　印
住　所
他人ノ著訳書ヲ出版スルニ於テハ
著／訳　者　同上　何誰印　同
出版人　同上　何誰印　同
内務卿某殿
前書ノ通　届出／願出　候ニ付進達候也
何年月日　何　府知事／県令　某　印

○既刻図書版権願書式　用紙美濃紙
版権御願
一書名　何冊　大／小〔絵図ナレハ大小寸法〕
右ハ　私／何誰／先人誰　著何々ノ事ヲ　記載／記述〔翻訳ナレハ私以下ニ代ルニ下文ヲ用フ　何年何国何氏著何ト題シ何々ノ事ヲ　記載／論述　セル原書ヲ私／何誰／先人誰　翻訳〕致シ去ル何年何月出版致シ候モノニシテ一切条例ニ背キ候儀無之候間此度版権免許奉願候也
何年何月　何　府／県
何族籍
何　誰　印
住　所
他人ノ著訳書ヲ出版スルニ於テハ
著／訳　者　同上　何誰印　同
出版人　同上　何誰印　同
内務卿某殿
前書ノ通　届出／願出　候ニ付進達候也
何年月日　何　府知事／県令　某　印

○版権買受譲受分版届書式　用紙美濃紙
版権　買受／譲受／分版　御届
一書名　何誰　著／訳　何冊　大／小〔絵図ナレハ大小寸法〕
右ハ何年何月版権免許ヲ得テ何誰所持候処今度示談ノ上何誰　買受／譲受／分版　候ニ付〔版主死去相続人受継クトキハ今度以下ニ代ルニ下文ヲ用フ　何月何日同人死去私版権相続致候ニ付〕此段御届申上候也
何年何月　何　府／県
何族籍
売主〔或ハ譲主股ハ分版主〕　何　誰　印
住所
同上
買主〔或ハ受主又ハ分版ヲ得タル者〕　何　誰　印
同
〔版主死去相続人受継ク者ハ独リ其者ノ名ヲ以テス〕
同上
版権相続人　何　誰　印
同
内務卿某殿
前書ノ通届出候ニ付進達候也
何年何月　何　府知事／県令　某　印

○版権免許証書式
第何号
◎図書頭ノ印　版権免許之証
何誰　著／訳　◎検査主任印
書名　何冊

版権免許之証　何　府／県　何族籍　何誰蔵版
右者明治　年　月　日ヨリ向三十年ノ間版権免許候也
明治　年　月　日　内務卿某　内務卿某之印

■明治九年五月十一日内務省達乙第六十一号『三例彙纂』
○再版届書ノ例　用紙美濃紙
再版御届
何誰著、訳、編輯
一書名　何冊　大／小（絵図ナレハ大小寸法）
何年何月出版（内何年何冊ハ同年何月出版）
右ハ何年何月何日（版権免許相成）何年何月出版納本致シ候モノニテ一切条例ニ背キ候儀無之候（処版木摩滅致シ候ニ付）間今般再版仕度此段御届申上候也
（…）
無版権ノ書再版届ハ右本文ノ中（版権免許相成）ノ六字ヲ（出版御届）ノ四字ニ換フヘシ其他総テ同文ニ付爰ニ其例ヲ載セス
○飜刻届書ノ例　用紙美濃紙
飜刻御届
一書名　何冊　大小（絵図ナレハ大小寸法）
何年何月出版（内何冊同年何月出版）
右ハ（何官庁御蔵版）（人民ノ蔵版ナレハ何誰著、訳、編輯）何々ノ事ヲ記載シ無版権ノ書ニシテ一切条例ニ背キ候条儀無之候間今度飜刻致シ度此段御届申上候也
何年　月　日
何府県　何族籍　何　誰　印　住所
内務卿　某殿
前書ノ通届出候ニ付進達候也
何年　月　日　何府知事／県令　某　印
○改題届書ノ例
（…）

○添題届書ノ例
（…）
○製本改届書ノ例　用紙美濃紙
製本改届書
（有版権ノ書ハ版権免許証ノ番号ヲ爰ニ記入スヘシ）
一書名　　　原何冊大小（絵図ナレハ大小寸法）
　　　　　　改何冊
右ハ何年何月何日出版届致シ／版権免許相成候処都合ニヨリ前書ノ通製本改致シ度此段御届申上候也
（…）
○別製本届書ノ例　用紙美濃紙
別製本届書
（有版権ノ書ハ版権免許証ノ番号ヲ爰ニ記入スヘシ）
一書名　　　原何冊大小（絵図ナレハ大小寸法）
　　　　　　別製本何冊大小
右ハ何年何月何日出版届致シ／版権免許相成候処都合ニヨリ原本ハ其儘存置前書ノ通別ニ製本致度此段御届申上候也
（…）
○版権免許証返納願書の例　用紙美濃紙
版権免許証返納御願
版権免許証番号
一書名　　　何冊大小（絵図ナレハ大小寸法）
右ハ（何年何月何日版権免許相成候処）（出版後ナレハ何年何月何日版権免許相成何年何月出版納本致候処）今般何々ノ事故有之候ニ付版権免許返納致シ度別紙免状相添此段奉願候也
（…）

■出版条例改正　朝野新聞　明治 16. 7. 1
○太政官内務省布告第二十一号
明治八年九月第百三十五号布告出版条例中左ノ通改正ス
第一条図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版セントスル者ハ出版ノ日ヨリ到達日数ヲ除キ十日前ニ内務省ニ出届ツヘシ（但社則塾則引札ノ類印刷シテ発売セサル者ハ此例ニ在ラス）○第二十八条彫畫ノ類ヲ出版セントスル者ハ出版前ニ内務省へ届出ツヘシ（但版権ヲ与ヘス）
○罰則第一条内務省へ届ケスシテ図書ヲ出版シ及ヒ版権免許ヲ得スシテ免許ノ名ヲ冒ス者若クハ納本セス及ヒ免許料ヲ出サスシテ発売スル者又ハ出版発売ヲ禁止セラレタル図書ヲ出版発売シタル者ハ其刻版印本及ヒ売得金ヲ没収ス
○同第五条（…）○同第六条削除
右奉　勅旨布告候事
明治十六年六月二十九日　太政大臣三条実美　内務卿山田顕義

■出版条例　（明治２０年）　勅令第七十六号
法令全書
第一条　凡ソ機械舎密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス文書図画ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若クハ図画ヲ作為スル者ヲ著作者ト云ヒ発売頒布ヲ担当スル者ヲ発行者ト云ヒ印刷ヲ担当スル者ヲ印刷者ト云フ
第三条　文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日数ヲ除キ十日前製本三部ヲ添へ内務省へ届出ヘシ
第五条　出版届ハ著作者又ハ其相続者及発行者連印ニテ之ヲ差出スヘシ但非売品ハ著作者ノミニテ届出ルコトヲ得著作者又ハ其相続者ヲ知ルヘカラサルトキハ其由ヲ記シ発行者ヨリ差出スヘシ
学校会社協会等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書図画ノ届ハ其学校会社等ヲ代表スル者発行者ト連印シテ之ヲ差出スヘシ
第六条　文書図画ノ発行者ハ文書図画ノ販売ヲ以テ営業トスル者ニ限ル但著作者又ハ其相続者ハ発行者ヲ兼ヌルコトヲ得
第七条　文書図画ヲ印刷スル者ハ其発行ト否トヲ問ハス印刷ノ年月日及印刷者ノ氏名住所ヲ記載シ其発行ニ係ルモノハ発行者ノ氏名住所ヲ併セテ記載スヘシ
第十条　一タヒ出版届ヲ為シタル文書図書ノ再版ハ出版届ヲ要セスト雖モ若シ改正増減シ又ハ註解附録絵図等ヲ加ヘタルモノハ仍ホ第三条ニ依ルヘシ
第十三条　翻訳ハ翻訳者ヲ以テ著作者ト見做スヘシ但翻訳トハ漢文ヲ延訳スルモノヲモ包含ス
第二十二条　発行者自己ノ氏名住所又ハ印刷者ノ氏名住所又ハ出版ノ月日ヲ記載セサル文書図画ヲ発行シタルトキハ二円以上五十円以下ノ罰金ニ処シ其之ヲ記載スルモ実ヲ以テセサルモノハ一月以上六月以下ノ軽禁錮又ハ五円以上百円以下ノ罰金ニ処ス
第二十三条　印刷者其氏名住所ヲ其印刷スル所ノ文書図画ニ記載セス若クハ記載スト雖モ実ヲ以テセサルモノハ罰前項ニ同シ
第二十四条　政体ヲ変壊シ朝憲ヲ紊乱セントスルノ文書ヲ出版シタルトキハ著作者発行者印刷者共犯ヲ以テ論シ二月以上二年以下ノ軽禁錮ニ処シ五十円以上三百円以下ノ罰金ヲ附加ス
第二十五条　猥褻ノ文書図画ヲ出版シタルトキハ著作者発行者印刷者共犯ヲ以テ論シ一月以上六月以下ノ軽禁錮又ハ二十円以上二百円以下ノ罰金ニ処ス

■版権条例　（明治２０年）　勅令第七十六号
東京日日新聞　明治 20. 12. 30
第一条　凡ソ文書図画ヲ出版シテ其利益ヲ専有スルノ権ヲ版権ト云ヒ版権所有者ノ承諾ヲ経スシテ其文書図画ヲ翻刻スルヲ偽版ト云フ
第二条　出版条例ニ依リ文書図画ヲ出版スル者ハ総テ此条例ニ依リ其版権ノ保護ヲ受ルコトヲ得
第三条　版権ノ保護ヲ受ント欲スル者ハ発行前製本六部ノ定価ヲ添へ版権登録ヲ内務省ニ願出ヘシ
第五条　版権登録ノ文書図画ニハ其保護年限間ハ版権所有ノ四字ヲ記載スヘシ其記載セサル者ハ登録ノ効ヲ失フモノトス
第六条　内務省ニ於テハ版権登録簿ヲ備へ置キ登録ノ願出アル毎ニ之ヲ登録シ登録証書ヲ下付スヘシ
　登録ヲ経タル文書図画ハ内務省ニ於テ時々之ヲ官報ニ掲示スヘシ
第七条　版権ハ著作者ニ属シ著作者死亡後ニ在テハ其相続者ニ属スルモノトス（…）
第八条　版権ハ制限ヲ附シ若クハ附セスシテ売渡シ譲渡スルコトヲ得
第十条　版権保護ノ年限ハ著作者ノ終身ニ五年ヲ加ヘタルモノトス若シ版権登録ノ月ヨリ死亡ノ月マテヲ計算シ之ニ五年ヲ加へ仍ホ三十五年ニ足ラサルトキハ版権登録ノ月ヨリ三十五年トス。
（…）
第十五条　新聞紙又ハ雑誌ニ於テ二号以上ニ渉リ記載シタル論説記事又ハ小説ハ其編輯者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ刊行ノ月ヨリ二年内ニ之ヲ編纂シテ一部ノ書ト為シ出版スルコトヲ得ス
　其二年ヲ経ルト雖モ已ニ一部ノ書ト為シ版権登

録ヲ経タルモノハ原文ニ就テ更ニ編纂スルコトヲ得ス
第二十条　翻訳書ノ版権ハ其翻訳者ニ属スト雖モ其原書ニ就キ別ニ翻訳スル者ニ向ヒ偽版ノ訴ヲ為スコトヲ得ス但其既ニ出版スル所ノ翻訳ヲ剽窃シタルコトヲ証明スルモノハ此限ニアラス
第二十一条　世人ヲ欺瞞スル為メ故ラニ版権所有ノ文書図画ノ題号ヲ冒シ或ハ模擬シ又ハ氏名社号屋号等ノ類似シタル者ヲ湊合シテ他人ノ版権ヲ妨害スル者ハ偽版ヲ以テ論ス
第二十八条　版権ヲ所有セサル文書図画ト雖モ之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ其標題ヲ改メ又ハ著作者ノ氏名ヲ隠匿シ又ハ他人ノ著作ト詐称シテ翻刻スルヲ得ス（…）

■出版法　（明治２６年）　法律第十五号　朝野新聞　明治 26. 4. 16
第一条　凡ソ機械舎密其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ文書図書ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スルヲ出版ト云ヒ其ノ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若ハ図画ヲ作為スル者ヲ著作者ト云ヒ発売頒布ヲ担当スル者ヲ発行者ト云ヒ印刷ヲ担当スル者ヲ印刷者ト云フ
第二条　新聞又ハ定期ニ発行スル雑誌ヲ除ク外文書図画ノ出版ハ総テ此ノ法律ニ依ルヘシ但シ専ラ学術、技芸、統計、広告ノ類ヲ記載スル雑誌ハ此ノ法律ニ依リ出版スルコトヲ得
第三条　文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ
第四条　官庁ニ於テ文書図画ヲ出版スルトキハ其ノ官庁ヨリ発行前ニ製本二部ヲ内務省ニ送付スヘシ
第五条　出版届ハ著作者又ハ其ノ相続者及発行者連印ニテ届出ルコトヲ得
　版権ノ保護ナキ文書図画ヲ出版スルトキ若ハ著作者又ハ其ノ相続者ヲ知ルヘカラサルトキハ其ノ由ヲ記シ発行者ヨリ差出スヘシ
　学校、会社、協会等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書図画ハ其ノ学校、会社、協会等ヲ代表スル者発行者ト連印シテ之ヲ届出ヘシ
第六条　文書図画ノ発行者ハ文書図画ノ販売ヲ以テ営業トスル者ニ限ル但シ著作者又ハ其ノ相続者ハ発行者ヲ兼ヌルコトヲ得
第七条　文書図画ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載スベシ
第八条　文書図画ノ印刷者ハ其ノ氏名、住所及印刷ノ年月日ヲ其ノ文書図画ノ末尾ニ記載シ住所ト印刷所ト同シカラサルトキハ印刷所ヲモ記載スヘシ
　印刷所若数人ノ共有ニ係ルトキハ営業上其ノ印刷所ヲ代表スル者ヲ以テ印刷者トス
　前二項ノ印刷所ニシテ若営業上慣行ノ名称アルモノハ其ノ名称ヲモ記載スヘシ
第九条　書簡、通信、報告、社則、塾則、引札、諸芸ノ番附、諸種ノ用紙証書ノ類及写真ハ第三条第三条第六条第七条第十八条第十九条第二十一条第二十六条第二十七条ニ触ルヽ者ハ此ノ法律ニ依テ処分ス
第十条　文書図画ノ冊号ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其ノ都度第三条ノ手続ヲ為スヘシ但シ雑誌類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ経テ其ノ手続ヲ省略スルコトヲ得
　此ノ法律ニ依リ出版スル雑誌ニシテ十二箇月間一回ヲモ発行セサルトキハ廃刊シタルモノト看做スヘシ
第十一条　一タヒ出版届ヲ為シタル文書図画ノ再版ハ出版届ヲ要セスト雖若改正増補シ又ハ註解、附録、絵画等ヲ加ヘタルトキハ仍第三条ニ依ルヘシ
第十二条　演説若ハ講義ノ筆記ハ演説者若ハ釈義者ヲ以テ著作者トス但シ筆記者ニ於テ演説者若ハ講義者ノ承諾ヲ得テ自ラ之ヲ出版スルトキハ筆記者ヲ著作者ト看做スヘシ此ノ場合ニ於テ記載ノ事項第十六条第十七条第十八条第十九条第二十一条第二十六条第二十七条ニ触ルヽトキハ演説者若ハ講義者筆記者ト同ク其ノ罪ヲ論ス
　公開ノ席ニ於テ為シタル演説ヲ新聞紙若ハ雑誌ノ通信者ニ於テ筆記シ其ノ新聞紙若ハ雑誌ニ記載シタルモノ及総テ演説者講義者ノ承諾ヲ経スシテ其ノ筆記ヲ出版シタルモノニ関シテハ演説者若ハ講義者ハ著作ノ責ニ任セス
　公開ノ席ニ於テ為シタル演説ノ外ハ講義者又ハ演説者ノ許諾ヲ経ルニ非サレハ他人ニ於テ其ノ筆記ヲ出版スルコトヲ得ス但シ本項ニ違フ者ハ版権法ニ據リ其ノ責ニ任セシム
第十三条　二種以上ノ著作若ハ演説講義ノ筆記ヲ編纂シテ一部ノ書ト為ストキハ編纂者ヲ著作者ト看做スヘシ
　前条第一項ノ末段及第二項第三項ハ本条ニ適用スヘシ
第十四条　翻訳ハ翻訳者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ
第十五条　学校、会社、協会等ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ出版スル文書図画ハ其ノ出版届ニ署名シタル代表者ヲ以テ著作者ト看做スヘシ
第十六条　罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ触レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス
第十七条　重罪軽罪ノ予審ニ関スル事項ハ公判ニ付セサル以前ニ於テ之ヲ出版スルコトヲ得ス
　傍聴ヲ禁シタル訴訟ノ事項ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス
第十八条　外交軍事其ノ他官庁ノ機密ニ関シ公ニセサル官ノ文書及官庁ノ議事ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス
　法律ニ依リ傍聴ヲ禁シタル公会ノ議事ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス
第十九条　安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得
第二十条　外国ニ於テ印刷シタル文書図画ニシテ安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムルトキハ内務大臣ハ其ノ文書図画ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ印本ヲ差押フルコトヲ得
第二十一条　軍事ノ機密ニ関スル文書図画ハ当該官庁ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ出版スルコトヲ得ス

■出版規則　明治四十三年五月二十八日　統監府令第二十号
第一条　出版ニ関シテハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外出版法予約出版法ノ規定ヲ準用ス但シ同法中内務大臣トアルハ〔統監〕ニ内務省トアルハ〔統監府〕ニ、地方官庁トアルハ〔理事庁理事官〕ニ該当ス
第二条　出版法ニ依リ内務大臣カ発売頒布ヲ禁シタル文書図画ハ〔韓国〕ニ於テモ其ノ発売頒布ヲ禁ス

■台湾出版規則　明治三十三年二月二十一日　台湾総督府令第十九号
第一条　何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ文書図書ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スルヲ出版ト謂フ台湾新聞紙条例ニ依ルモノヲ除ク外本島ニ於テ文書図画ヲ出版スル者ハ総テ此ノ規則ニ依ルヘシ
第五条　文書図画ノ出版者ハ其ノ氏名住所印刷者の氏名住所若ハ印刷所印刷及発売頒布ノ年月日ヲ其文書図画ノ末尾ニ記載スベシ

■会計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙条例、出版法及質屋取締法ヲ樺太ニ施行スルノ件　明治四十年三月三十一日　勅令第九十五号
会計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙条例、出版法及質屋取締法ハ之ヲ樺太ニ施行ス

■普通出版物取締規則　大正十四年五月二十七日　関東庁令第三十号　【関東州】
第一条　本令ニ於テ普通出版物トハ新聞紙又ハ雑誌ニ非サル出版物ヲ謂フ
第二条　普通出版物ヲ発行セムトスル者ハ発行ノ日ヨリ到達ニ要スヘキ日数ヲ除キ三日前ニ製本二部ヲ添ヘ著作人又ハ其ノ相続人及発行人連署シ関東長官ニ届出ツヘシ其ノ内容ヲ変更シテ之ヲ再版セムトスルトキ亦同シ
第五条　普通出版物ノ発行人ハ其ノ末尾ニ著作人及発行人ノ住所氏名、発行年月日、発行所、印刷人ノ住所氏名、印刷年月日並印刷所ヲ記載スヘシ

■版権法　明治二十六年四月　法律第十六号
版権法
第一条　凡ソ文書図画ヲ出版シテ其利益ヲ専有スルノ権ヲ版権ト云ヒ版権所有者ノ承諾ヲ経スシテ其文書図画ヲ翻刻スルヲ偽版ト云フ
第二条　出版法ニ依リ文書図画ヲ出版スル者及出版法又ハ新聞紙法ニ依リ雑誌ヲ発行スル者ハ総テ此ノ法律ニ依リ其ノ版権ノ保護ヲ受ルコトヲ得
第三条　版権ノ保護ヲ受ケムト欲スル者ハ発行前登録料トシテ製本六部ノ定価ヲ添ヘ版権登録ヲ内務省ニ願出ヘシ
但シ六部ノ定価合シテ五十銭ニ満タサルモノハ五十銭トシ十円ヲ超ユルモノハ十円トス
版権登録ノ文書図画ニハ其ノ定価ヲ記載スヘシ版権登録後定価ヲ増加スルモノハ其ノ未納額ヲ内務省ニ追納スヘシ但シ追納額ハ最初ノ納額ト通算シテ十円ニ至テ止ム
第五条　版権登録ノ文書図画ニハ其ノ保護年限間ハ版権所有ノ四字ヲ記載スヘシ其ノ記載セサルモノハ登録ノ効ヲ失フモノトス
第七条　版権ハ著作者ニ属シ著作者死亡後ニ在テハ其ノ相続者ニ属スルモノトス（…）
翻訳書ノ版権ハ翻訳者ニ属シ翻訳者死亡後ニ在テハ其ノ相続者ニ属スルモノトス
（…）
二種以上ノ著作若ハ講義演説ノ筆記ヲ編纂シタル文書図画ノ版権ハ編纂者ニ属シ編纂者死亡後ニ在テハ其ノ相続者ニ属スルモノトス但シ其ノ原著作者及筆記ニ別ニ版権所有者アルトキハ其ノ所有主ノ承諾ヲ経タル後ニ非サレハ其ノ部分ニ付本項ヲ適用セス
書画ノ版権ハ其ノ原本ノ所有者ニ属スルモノトス
第八条　版権ハ制限ヲ附シ若ハ附セスシテ売渡シ又ハ譲渡スルコトヲ得
第十条　版権保護ノ年限ハ著作者ノ終身ニ五年ヲ加ヘタルモノトス（…）
第二十八条　版権ヲ所有セサル文書図画ト雖之ヲ改竄シテ著作者ノ意ヲ害シ又ハ表題ヲ改メ又ハ著作者ノ氏名ヲ隠匿シ又ハ他人ノ著作ト詐称シテ翻刻スルヲ得ス違フ者ハ二円以上百円以下ノ罰金ニ処ス但シ著作者又ハ発行者ノ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス
第二十九条　第三条ノ手続ヲ為サスシテ版権所有ノ字ヲ記載シタル文書図画ヲ出版スル者ハ十円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

■著作権法　明治三十二年三月　法律第三十九号
著作権法
第一章　著作者ノ権利
第一条　文書演述図画彫刻模型写真其ノ他文芸学術若ハ美術ノ範囲ニ属スル著作物ノ著作者ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ権利ヲ専有ス
文芸学術ノ著作物ノ著作権ハ翻訳権ヲ包含シ各種ノ脚本及楽譜ノ著作権ハ興行権ヲ包含ス
第二条　著作権ハ之ヲ譲渡スルコトヲ得
第三条　発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間継続ス（…）
第十一条　左ニ記載シタルモノハ著作権ノ目的物ト為ルコトヲ得ス
一　法律命令及官公文書
二　新聞紙及定期刊行物ニ記載シタル雑報及政事上ノ論説若ハ時事ノ記事
三　公開セル裁判所、議会竝政談集会ニ於テ為シタル演述
第十二条　無名又ハ変名著作物ノ発行者又ハ興行者ハ著作権者ニ属スル権利ヲ保全スルスルコトヲ得
但シ著作者其ノ実名ノ登録ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十四条　数多ノ著作物ヲ適法ニ編輯シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ編輯物全部ニ付テノミ著作権ヲ有ス但シ各部ノ著作権ハ其ノ著作者ニ属ス
第十五条　著作権者ハ著作権ノ登録ヲ受クルコトヲ得
発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権者ハ登録ヲ受クルニ非サレハ偽作ニ対スル民事ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス
著作権ノ譲渡及質入ハ其ノ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
無名又ハ変名著作物ノ著作者ハ其ノ実名ノ登録ヲ受クルコトヲ得
第十六条　登録ハ行政庁之ヲ行フ
登録ニ関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十九条　原著作物ニ訓点、傍訓、句読、批評、註解、附録、図画ヲ加ヘ又ハ其ノ他ノ修正増減ヲ為シ若ハ翻案シタルカ為新ニ著作権ヲ生スルコトナシ但シ新著作物ト看做サルヘキモノハ此ノ限ニ在ラス
第二十条　新聞紙及定期刊行物ニ掲載シタル記事ニ関シテ小説ヲ除ク外著作権者カ特ニ転載ヲ禁スル旨ヲ明記セサルトキハ其ノ出所ヲ明示シテ転載スルコトヲ得
第二十一条　適法ニ翻訳ヲ為シタル者ハ著作者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス（…）
第二章　偽作
（…）
第三章　罰則
（…）
第四章　附則